ジェイアイの国内旅行保険

国内旅行傷害保険特約セット普通傷害保険

2014年4月
改定版

'14 CUD COLOR UNIVERSAL DESIGN
CUDマークはNPO法人CUDOにより、認証された製品に表示できるマークです。このパンフレットは色覚の個人差を問わずできるだけ多くの方に見やすいように配慮して作られています。

引受保険会社
ジェイアイ傷害火災
http://www.jihoken.co.jp

ふとしたことから起こる
「旅先での事故」
安心に備える
「旅のお守り」として、
ジェイアイは国内旅行保険を**お勧めしています。**

移動手段別に選べる！ 2つのプラン！

すべてのご旅行
基本プラン（すべての方 向け）

航空機を利用するご旅行
航空機欠航付プラン（航空機でご旅行される方 向け）

補償内容のご説明

こんなときに保険金をお支払いします

CASE 1　ケガに関する補償

まさかの死亡事故・後遺障害事故！【死亡・後遺障害】

旅行中に発生した事故により事故発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合や死亡した場合

突然の入院・通院！【入院保険金、通院保険金】

突然のケガにより入院、通院することになった場合
（入院の場合；事故発生の日からその日を含めて180日が限度）
（通院の場合；事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日分を限度）

CASE 3　身の回り品に関する補償

盗まれた！【携行品損害】

旅行カバンやカメラなどの盗難や火災による損害

CASE 4　救援者に関する補償

入院した！家族も現地に急行！【救援者費用】

事故による遭難やケガによる長期入院などで、家族が現地に行く場合

CASE 2　賠償責任に関する補償

人にケガをさせてしまった！【個人賠償責任】

他人にケガをさせたり、土産店であやまって物を壊した等で、法律上の損害賠償責任を負った場合

その他の補償

臨時費用【臨時費用】

第三者の行為によるケガにより事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金に追加してご契約時に定めた金額をお支払いします。

プラス

航空機欠航付プランのみ

飛行機が飛ばない！
航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用

利用航空便が濃霧、台風で欠航したために、ホテル・旅館などに宿泊した場合

※詳しくは、「ご契約いただく国内旅行保険の概要」にてご確認ください。

こんなときの保険金はお支払いできません

- 妊娠・出産等
- 疾病
- 紛失、置き忘れの携行品損害
- 定期券、クレジットカード、コンタクトレンズ、動植物の携行品損害
- 他覚症状のないむちうち症・腰痛
- 故意、犯罪行為
- など

※詳しくは、「国内旅行保険の概要」にてご確認ください。

お支払例

入っていなくて大丈夫？ こんな時にあなたを守ります！！

CASE 1

Aさんは、バスのステップで足を踏み外し転倒、頭を強打する。脳挫傷、鼓膜破損、側頭部骨折を診断され、入通院したが障害が残った。

●後遺障害保険金	4,953,000円
●入院保険金（90日）	720,000円
●通院保険金（40日）	160,000円
●救援者費用保険金	130,000円
TOTAL	5,963,000円

CASE 2

Bさんは、足下が滑ってバランスを崩した際に、デジタルビデオカメラを落としてしまいカメラは破損、修理不能となる。

●携行品損害保険金	96,500円
TOTAL	96,500円

CASE 3

Cさんは、ホテルの廊下でつまずいて転倒し、窓ガラスを割ってしまう。ホテルからガラスの修理代を賠償請求され、Cさんもケガをする。

●賠償責任保険金	315,000円
●通院保険金（5日）	15,000円
TOTAL	330,000円

※弊社が実際にお支払いした事例です。

重要

●死亡・後遺障害保険金額について
被保険者（旅行者）が以下に該当する場合は、ご契約いただける保険金額は他の傷害保険契約（詳細は申込書にてご確認ください。）等との合算で1,000万円までとなります。
・保険始期日（旅行出発日）時点で15歳未満の場合。
・保険始期日（旅行出発日）時点で15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合（ご契約者（お申込人）と、被保険者が異なる契約）。

基本プラン

保険期間（保険のご契約期間）			2日（1泊2日）まで		
ご契約タイプ			11	12	13
保険金額（ご契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害	872万円	683万円	578万円
		入院保険金日額	10,000円	6,000円	4,000円
		手術保険金※	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	6,500円	4,000円	2,500円
	特約	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円
		携行品損害	15万円	10万円	5万円
		救援者費用	150万円	100万円	100万円
		臨時費用	60万円	60万円	60万円
お支払いいただく保険料			1,000円	700円	500円

保険期間（保険のご契約期間）			4日（3泊4日）まで		
ご契約タイプ			14	15	16
保険金額（ご契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害	590万円	441万円	355万円
		入院保険金日額	8,000円	5,000円	3,000円
		手術保険金※	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	5,000円	3,000円	2,000円
	特約	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円
		携行品損害	15万円	10万円	5万円
		救援者費用	150万円	100万円	100万円
		臨時費用	60万円	60万円	60万円
お支払いいただく保険料			1,000円	700円	500円

保険期間（保険のご契約期間）			7日（6泊7日）まで		
ご契約タイプ			17	18	19
保険金額（ご契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害	967万円	753万円	403万円
		入院保険金日額	9,000円	5,000円	3,000円
		手術保険金※	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	6,000円	3,000円	2,000円
	特約	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円
		携行品損害	25万円	15万円	10万円
		救援者費用	200万円	150万円	100万円
		臨時費用	60万円	60万円	60万円
お支払いいただく保険料			1,500円	1,000円	700円

保険期間（保険のご契約期間）			14日（13泊14日）まで		
ご契約タイプ			20	21	22
保険金額（ご契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害	906万円	765万円	367万円
		入院保険金日額	9,000円	6,000円	3,000円
		手術保険金※	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	6,000円	4,000円	2,000円
	特約	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円
		携行品損害	25万円	20万円	15万円
		救援者費用	200万円	150万円	100万円
		臨時費用	60万円	60万円	60万円
お支払いいただく保険料			2,000円	1,500円	1,000円

保険期間（保険のご契約期間）			1か月まで		
ご契約タイプ			23	24	25
保険金額（ご契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害	871万円	724万円	499万円
		入院保険金日額	9,000円	7,000円	5,000円
		手術保険金※	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	5,000円	4,000円	3,000円
	特約	個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円
		携行品損害	25万円	20万円	15万円
		救援者費用	200万円	200万円	150万円
		臨時費用	60万円	60万円	60万円
お支払いいただく保険料			3,000円	2,500円	2,000円

（ご注意）
●保険期間（保険のご契約期間）は、旅行ご出発日を含めて計算します。「9月1日から9月7日」までの保険期間は、「7日（6泊7日）まで」となります。
●上記ご契約タイプ以外をご希望の方は、お申出ください。
●被保険者が団体20名以上の契約の場合は、団体割引が適用される場合もありますのでお問い合わせください。
●「個人賠償責任」、「携行品損害」の自己負担額は0円です。
●ご契約の際は、「ご契約いただく国内旅行保険の概要」にてご確認ください。

※手術保険金について
事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合にお支払いします。

重要

旅行出発日10日前までお申込みいただけます。（例：出発日が4月11日の場合、4月1日までにご契約が必要です。）

●死亡・後遺障害保険金額について
被保険者（旅行者）が以下に該当する場合は、ご契約いただける保険金額は他の傷害保険契約（詳細は申込書にてご確認ください。）等との合算で1,000万円までとなります。
・保険始期日（旅行出発日）時点で15歳未満の場合。
・保険始期日（旅行出発日）時点で15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合（ご契約者（お申込人）と、被保険者が異なる契約）。

航空機欠航付プラン

保険期間（保険のご契約期間）			2日（1泊2日）まで		
ご契約タイプ			26	27	28
保険金額（ご契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害	970 万円	781 万円	676 万円
		入院保険金日額	10,000 円	6,000 円	4,000 円
		手術保険金※	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	6,500 円	4,000 円	2,500 円
	特約	個人賠償責任	3,000 万円	3,000 万円	3,000 万円
		携行品損害	15 万円	10 万円	5 万円
		救援者費用	200 万円	150 万円	150 万円
		臨時費用	60 万円	60 万円	60 万円
		航空機欠航・着陸地変更宿泊費用	1 万円	1 万円	1 万円
お支払いいただく保険料			1,300 円	1,000 円	800 円

保険期間（保険のご契約期間）			4日（3泊4日）まで		
ご契約タイプ			29	30	31
保険金額（ご契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害	655 万円	499 万円	414 万円
		入院保険金日額	8,000 円	5,000 円	3,000 円
		手術保険金※	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	5,000 円	3,000 円	2,000 円
	特約	個人賠償責任	3,000 万円	3,000 万円	3,000 万円
		携行品損害	15 万円	10 万円	5 万円
		救援者費用	200 万円	150 万円	150 万円
		臨時費用	60 万円	60 万円	60 万円
		航空機欠航・着陸地変更宿泊費用	1 万円	1 万円	1 万円
お支払いいただく保険料			1,300 円	1,000 円	800 円

保険期間（保険のご契約期間）			7日（6泊7日）まで		
ご契約タイプ			32	33	34
保険金額（ご契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害	980 万円	770 万円	417 万円
		入院保険金日額	9,000 円	5,000 円	3,000 円
		手術保険金※	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	6,000 円	3,000 円	2,000 円
	特約	個人賠償責任	3,000 万円	3,000 万円	3,000 万円
		携行品損害	25 万円	15 万円	10 万円
		救援者費用	250 万円	200 万円	150 万円
		臨時費用	60 万円	60 万円	60 万円
		航空機欠航・着陸地変更宿泊費用	1 万円	1 万円	1 万円
お支払いいただく保険料			1,800 円	1,300 円	1,000 円

保険期間（保険のご契約期間）			14日（13泊14日）まで		
ご契約タイプ			35	36	37
保険金額（ご契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害	890 万円	753 万円	351 万円
		入院保険金日額	9,000 円	6,000 円	3,000 円
		手術保険金※	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	6,000 円	4,000 円	2,000 円
	特約	個人賠償責任	3,000 万円	3,000 万円	3,000 万円
		携行品損害	25 万円	20 万円	15 万円
		救援者費用	250 万円	200 万円	150 万円
		臨時費用	60 万円	60 万円	60 万円
		航空機欠航・着陸地変更宿泊費用	1 万円	1 万円	1 万円
お支払いいただく保険料			2,300 円	1,800 円	1,300 円

保険期間（保険のご契約期間）			1か月まで		
ご契約タイプ			38	39	40
保険金額（ご契約金額）	傷害（基本）	死亡・後遺障害	875 万円	817 万円	593 万円
		入院保険金日額	8,000 円	7,000 円	5,000 円
		手術保険金※	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	5,000 円	4,000 円	3,000 円
	特約	個人賠償責任	3,000 万円	3,000 万円	3,000 万円
		携行品損害	25 万円	20 万円	15 万円
		救援者費用	250 万円	200 万円	150 万円
		臨時費用	60 万円	60 万円	60 万円
		航空機欠航・着陸地変更宿泊費用	1 万円	1 万円	1 万円
お支払いいただく保険料			3,300 円	2,800 円	2,300 円

（ご注意）
●保険期間（保険のご契約期間）は、旅行ご出発日を含めて計算します。「9月1日から9月7日」までの保険期間は、「7日（6泊7日）まで」となります。
●上記ご契約タイプ以外をご希望の方は、お申出ください。
●被保険者が団体20名以上の契約の場合は、団体割引が適用される場合もありますのでお問い合わせください。
●「個人賠償責任」、「携行品損害」の自己負担額は0円です。
●ご契約の際は、「ご契約いただく国内旅行保険の概要」にてご確認ください。

※手術保険金について
事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合にお支払いします。

国内旅行保険の概要

＜用語のご説明＞ **被保険者**：保険の対象となる方をいいます。 **治療***：医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
ケガ*：急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

補償項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（基本契約）	死亡保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガ*が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（指定のない場合には被保険者の法定相続人）にお支払いします。 注 後遺障害保険金をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。	1.次の①～⑪のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術（事故による傷害の治療*を除く） ⑦戦争・革命などの事変や暴動 ⑧地震・噴火、これらによる津波 ⑨核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑩ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑪自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 2.むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの など
	後遺障害保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガ*が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4％～100％をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
	入院保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガ*が原因で、入院した場合	入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。 注 入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガ*をしても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガ*が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療*のために所定の手術を受けた場合	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。 注 1事故につき1回の手術に限ります。	
	通院保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガ*が原因で、通院（往診を含みます。）した場合	通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。 注1 通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガ*をしても通院保険金は重複してはお支払いできません。 注2 入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金はお支払いしません。	
特約	個人賠償責任	日本国内において旅行行程中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負った場合 注 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	1.次の①～⑧のいずれかによって生じた損害賠償責任 ①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争・革命などの事変や暴動 ③地震・噴火、これらによる津波 ④核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑤被保険者の職務の遂行（仕事上の損害賠償責任） ⑥被保険者の心神喪失 ⑦被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ⑧自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理 2.被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 3.受託品に対する損害賠償責任（宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。） など
	携行品損害	日本国内において旅行行程中に偶然な事故により、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合 注 次の物は携行品に含まれませんのでご注意ください。 株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動を行っている間のその運動のための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物等	携行品損害保険金額を保険期間中の限度として、損害額をお支払いします。 注1 損害額とは時価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗（減価）分を控除して算出した金額）または修繕費のいずれか低い方をいいます。（修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費をお支払いします。） 注2 1個または1対のものについて10万円を限度とし、現金・乗車船券・宿泊券などについては1事故につき5万円を限度とします。	次の①～⑩のいずれかによって生じた損害 ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ③戦争・革命などの事変や暴動 ④地震・噴火、これらによる津波 ⑤差押え、没収、破壊等の公権力の行使 ⑥携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ⑦すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ⑧偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故（故障等） ⑨保険の対象である液体の流失 ⑩置き忘れ、紛失 など

●この保険では、地震・噴火、これらによる津波によるケガ、損害等は、補償の対象となりません。
●ご契約時に重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご確認ください。

補償項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
特約	救援者費用	日本国内において被保険者が旅行行程中に次の①～③のいずれかに該当したことにより費用を負担した場合 ①搭乗している航空機や船舶が行方不明となった場合もしくは遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によって生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等公的機関により確認された場合（ただし、被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救援者にかかる費用は対象外です。） ③ケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 注 ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はんやロッククライミング中の事故につきましては対象となりません。	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用で社会通念上妥当な費用をお支払いします。ただし、救援者費用等保険金額を保険期間中の支払いの限度とします。 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの交通費（救援者2名分まで、かつ1往復分まで） ③救援者の現地および現地までの行程における宿泊施設の宿泊料（救援者2名分まで、かつ1名につき14日分まで） ④治療*を継続中の被保険者を現地から移送する費用および遺体輸送費用（払戻しを受けた金額または負担を予定していた金額は除きます。） ⑤救援者または被保険者の現地交通費、通信費、被保険者の遺体処理費（合計で3万円限度）	1.傷害〔基本契約〕の「保険金をお支払いできない主な場合」1.①～⑪のいずれかを原因として発生した費用 2.むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによって発生した費用 など
	臨時費用	日本国内において旅行行程中に第三者の行為によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	臨時費用保険金額の全額（60万円）を死亡保険金受取人（指定のない場合には被保険者の法定相続人）にお支払いします。	傷害〔基本契約〕の「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、被保険者と生計を共にする同居の親族の行為によるケガ
	航空機欠航付プラン 航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用	日本国内において旅行行程中、被保険者が搭乗予定だった航空機の欠航または搭乗した航空機の着陸地変更により、その航空機の出発予定日に代替となる他の航空機を利用できない場合で、その日に予定していた航空機の最終到着地以外の地において宿泊施設に宿泊し費用が発生した場合	1回の欠航・着陸地変更につき、1万円をお支払いします。	1.次の①～④のいずれかによって生じた損害 ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②戦争・革命などの事変や暴動 ③地震・噴火、これらによる津波 ④核燃料物質による事故または放射能汚染 2.宿泊施設に宿泊しない場合の損害 など

お申込みにあたって

このパンフレットは国内旅行保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』もよくお読みください。また、詳しくは『国内旅行保険』のしおり（傷害保険普通保険約款・特約）をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申上げます。
弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがいまして弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

名簿の提出に関して

被保険者が6名以上の場合には、旅行保険被保険者明細書をご記入ください。5名以内の場合には、申込書の被保険者明細にご記入ください。

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒102-0082　東京都千代田区一番町20-5
http://www.jihoken.co.jp

取扱代理店

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ
0120-877030
一部お繋ぎできないIP電話等からは03-3237-2921をご利用ください。
【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

5944486（J13B223）　80M（栄）　201311（ver.3.00）